

1 ②

取材の自由については、憲法における表現の自由の精神に照らし、十分尊重に値するものであるが、報道の自由と異なり、直接憲法で保障されるとは解されていない（最大決昭44.11.26）。

2 ③

「自然人を意味することから、法人が含まれる余地はない。」は、誤りである。警察の責務には、財産権の主体としての法人の保護も含むと解されており、警察法2条の「個人」には、法人も含まれるからである。

3 ④

保険金騙取の目的で放火し、実際に保険金を騙取した場合は、放火罪と詐欺罪が成立し、両罪は併合罪となる（大判昭5.12.12）。

4 ⑤

勾留した被疑者を釈放後、同一の被疑事実に基づいて再勾留することは、原則として認められない。ただし、先行の勾留期間の長短、その期間中の捜査経過、身柄釈放後の事情変更の内容、事案の軽重、検察官の意図その他の諸般の事情を考慮し、社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、また、身柄拘束の不当な蒸し返しでない認められる場合には、再勾留も例外的に認められる（東京地決昭47.4.4）。

5 ①

警察における礼式は、内面的な心の持ち方を外部に表現して、相手に通じるようにすること、すなわち、適切な姿勢、動作により、外形と内心の一体化を図るものである。したがって、内心よりも外形が重視されるというものではない。

6 ④

公然わいせつ罪の主な態様としては、旅館、一般興行場、キャバレー等で行われる「見せ物」としてのストリップショーや性交実演等があるが、「見せ物」以外であっても、例えばインターネットのライブチャット等において殊更に全裸となったり、性交したりする行為については、公然わいせつ罪に該当することとなる。

7 ③

巡回連絡は、防犯や交通事故防止上の指導連絡など、相手方の生命、身体の保護を始めとした警察の責務を達成するため行うものであり、みだりに相手方の私生活へ立ち入る事項には触れないようにすべきである。

8 ⑤

犯罪手口制度は、「殺人、強盗、放火、誘拐、恐喝、窃盗、詐欺及び性的犯罪」の捜査において適用されるものであり、全ての犯罪の捜査に当たって適用されるものではない。

9 ②

道路運送車両法34条参照。所定の臨時運行の許可を受ければ、未登録自動車であっても、運行の用に供することができる。

10 ①

我が国における河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川に区分されており（特級河川という区分は存在しない。）、これらの区分によって、河川法の適用の有無等が定められている。